

學 則

茅ヶ崎リハビリテーション専門学校 介護福祉士実務者研修（通信課程）学則

（事業者の名称・所在地）

第1条 本研修は、次の事業者が実施する。

名 称 学校法人湘南ふれあい学園 茅ヶ崎リハビリテーション専門学校
所在地 神奈川県茅ヶ崎市南湖1-6-11

（事業の目的）

第2条 介護福祉士国家試験の受験資格を得る研修を通じて、介護福祉士として必要な知識及び技能を修得することで、地域福祉の担い手として貢献できる人材を養成し、広く地域社会に貢献することを目的とする。

（研修事業の名称）

第3条 研修事業の名称は次の通りとする。

茅ヶ崎リハビリテーション専門学校介護福祉士実務者研修

（研修場所）

第4条 茅ヶ崎リハビリテーション専門学校
神奈川県茅ヶ崎市南湖1-6-11 別館3階演習室

【医療的ケア】

茅ヶ崎看護専門学校
神奈川県茅ヶ崎市今宿390 第二看護実習室

【実地研修】

茅ヶ崎新北陵病院 他
神奈川県茅ヶ崎市行谷583-1

（実施課程及び形式）

第5条 研修課程は実務者研修通信課程とする。

- 2 研修は通信形式を主体とし、一部面接授業を含むものとする。
- 3 受講期間は原則として開講日から修了日まで6ヶ月間とする。

（受講定員）

第6条 受講定員は、1回の定員を30名とする。また1年間で2回開講し、計60名とする。

(休業日)

第7条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 年末年始 12月29日～1月3日
- (2) 国民の祝日の関する法律に規定する休日
2. 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情がある場合は、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行う事がある。
3. 災害等その他急迫する事情がある場合、または教育上特別な事情がある場合は臨時に授業を行わない場合がある。

(受講対象者)

第8条 受講の対象は下記の条件を満たすものとする。

- (1) 介護業務に従事している者又は従事予定の者で、介護福祉士の資格取得を目指す者。
- (2) 男女年齢を問わず、心身ともに健全である者。
- (3) 神奈川県・東京都・静岡県・山梨県在住でスクーリングに参加可能な者。
- (4) 高等学校卒業以上の学力があると認められるもの。

(入学者の選考)

第9条 入学志願者の選考は原則として行わず、先着者から順に合格とし、定員になり次第募集締切りとする。

(受講生の本人確認)

第10条 受講生の本人確認は、初回のオリエンテーション時に公的な身分証明書（運転免許証等）を持し、事務職員が確認する。

(在籍期限)

第11条 在籍期限は2年を超えることは出来ない。

(休学)

第12条 受講生が病気、事故、その他やむを得ない理由によって休学しようとするものは、休学届にその他理由を明らかにする書類（医師の診断書等）を添えて、学校長の承認を受けなければならない。

2. 休学の期間は最長1年までとし、これを超えようとする場合は退学しなければならない。
3. 学校長は必要があると認めた時は、学生に休学を命ずることがある。

(復学)

第13条 前条の規定により休学中の学生が復学しようとする時は、その旨を学校長に届けることにより、学校長の許可により復学を認めることとする。

(退学)

第14条 受講生が疾病、事故、その他やむを得ない理由によって退学しようとする時は、退学届にその他理由を明らかにする書類（医師の診断書等）を添えて、学校長の承認を受けなければならない。

(賞罰)

第15条 受講生がきわめて優秀な成績をあげた場合は、これを表彰することが出来る。
2. 受講生が学則に定める諸規則を守らず、受講生としての本分に反する行為があったときは、注意し、改善が見込まれない場合は処分することが出来る。

(懲戒処分)

第16条 次の事由に該当する場合は退学とすることが出来る。
(1) 受講にあたって提出した書類の虚偽記載及び受講契約書の内容に違反したものの。
(2) 学習意欲に欠け、修了の見込みが無いと認められるもの。
(3) 学習態度が悪く、カリキュラムの進行を妨げ、再三の指導にも関わらずこれに従わないもの。
(4) 面接授業において、遅刻・欠席・早退を繰り返す等の出席不良の者。
(5) 在籍期限を超過したもの。
(6) その他当研修の受講生として著しく不適切な言動が認められるもの。
2. 前項の事由によって、学校の長が退学処分を決定したものは、その決定に従うものとする。
3. 受講を取り消されるに至ったものは、その間履修した当該研修については、全て無効とし、受講料の返金は原則行わない。

(除籍)

第17条 次の事由に該当する場合は除籍することが出来、受講料の返金は原則行わない。
(1) 授業料を所定の期間内に納入せず、催促を受けても期日までに完納しない者
(2) 死亡

(研修カリキュラム)

第18条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、学則別表1の通りとする。

(添削課題の実施・評価方法)

第19条 添削課題の実施方法は下記のとおりとする。

- (1) 実務者研修養成課程 450 時間のうち、別表1の研修カリキュラムの通信学習の科目 405 時間を通信学習する。
 - ・オリエンテーションの終了後、添削課題を配布する。
- (2) 受講生はテキストに沿って自己学習し、本校で定める期日まで添削課題等科目毎に指定されている提出物を提出すること。

提出締切りを6回に分けて添削課題を行う。添削課題結果は、解説・講師コメントを加えて返送する。
- (3) 提出された添削課題について担当教員にて添削を行い、添削課題の認定基準は、理解度の高い順にA・B・C・Dの4段階で評価し、100点中70点以上(C評価以上)を合格とする。
 - A評価：90点以上
 - B評価：80点以上～89点以下
 - C評価：70点以上～79点以下
 - D評価：70点未満

70点以上に満たない場合は、再度指定された添削課題等について期日までに提出し、再度評価を受ける。以降70点に至るまで繰り返し行う。
- (4) 学習支援として、質問用紙を設け、ファックス・メールで受け付け、担当教員から回答する。
 - ・なお、必要に応じて受講生全員に周知を図る。

(履修認定科目)

第20条 訪問介護員養成研修、介護職員基礎研修等の修了者における履修認定科目は以下のとおりとする。

有資格	履修認定科目
介護職員基礎研修	医療的ケア以外すべて
訪問介護員養成研修1級	医療的ケア・介護過程Ⅲ以外すべて
訪問介護員養成研修2級	<ul style="list-style-type: none">・人間の尊厳と自立・社会の理解Ⅰ・介護の基本Ⅰ・介護の基本Ⅱ・生活支援技術Ⅰ・生活支援技術Ⅱ・介護過程Ⅰ・こころとからだのしくみⅠ

介護職員初任者研修	<ul style="list-style-type: none"> ・人間の尊厳と自立 ・社会の理解 I ・介護の基本 I ・生活支援技術 I ・生活支援技術 II ・介護過程 I ・認知症の理解 I ・障害の理解 I ・こころとからだのしくみ I
訪問介護員養成研修 3 級	<ul style="list-style-type: none"> ・人間の尊厳と自立 ・社会の理解 I ・生活支援技術 I

※なお、履修認定を受けるためには初回のオリエンテーション時に当該資格書の原本の提示を求める。

(面接授業の実施方法)

第 2 1 条 面接授業は下記のとおりとする。

- (1) 面接授業は指定された日に当研修会場にて行う。
- (2) 面接授業の介護過程Ⅲ及び医療的ケア演習・実地研修は全てを受講すること。

(面接授業の評価方法)

第 2 2 条 介護過程Ⅲについては 4 5 時間の時間数の全ての出席が確認できる受講生について、実技試験ならびに筆記試験を実施し評価し、共に 7 0 点以上で合格とする。医療的ケアの演習及び実地研修については、厚生労働省通知「喀痰吸引等研修実施要綱」における通知で示されている項目及び基準にて評価する。

※実技試験ならびに筆記試験の評価基準は、A・B・C・Dの4段階で評価し、100点中70点以上（C評価以上）を合格とする。

- A評価：90点以上
- B評価：80点以上～89点以下
- C評価：70点以上～79点以下
- D評価：70点未満

なお、70点以上に満たない場合は、再度試験を受け、以降70点に至るまで繰り返し行う。また、医療的ケア演習・実地研修については、演習の修了が認められなかった者については、再度、演習・実地研修の全課程を受講させる。

(研修修了の認定方法)

第23条 面接授業のカリキュラムを全て出席し、添削課題が認定基準を超えており、介護過程Ⅲ（面接授業）の評価試験及び医療的ケア（面接授業）において認定基準を超えている受講者に対し、修了を認定する。

(修了証明書等の交付)

第24条 修了を認定された者に対し、修了証明書を交付する。

(修了証明書等の再交付)

第25条 修了証明書の紛失等があった場合には、修了者の申し出により再交付を行う事ができる。ただし、再交付手数料として500円（税抜）を申し受け、受取は原則本人が当学園に来訪するものとし、本人確認の証明書（運転免許証等）を持参しなければならない。

(研修欠席者の扱い)

第26条 研修開始前に受験生の出欠の確認をする。やむを得ず欠席する場合は必ず、研修開始前に電話等により届け出ることとする。なお、10分以上遅刻した場合は欠席とする。

(補講の取り扱い)

第27条 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を行うことにより当該科目を履修したものとみなす。補講にかかる費用は自己負担となる場合がある。

(受講料)

第28条

受講費用は次の通りとする

受講予定の有する資格	受講料
無資格者もしくは訪問介護員養成研修3級修了者	¥125,000
訪問介護員養成研修2級修了者もしくは介護職員初任者研修修了者	¥105,000
介護職員基礎研修修了者もしくは訪問介護員養成研修1級修了者	¥30,000

※テキスト代込、税込

いったん納入された授業料は、原則として返還しない。

入学許可を得た者で、入学手続き時に授業料を収めた後、入学前日までに入学を辞退した者に限り、本条第2項の規定にかかわらず、納付したものの申し出により、既に収めてある授業料を返還することが出来る。

(保険について)

第29条 全受講生に対し、保険に加入(事業者負担)するものとする。

(教職員組織)

第30条 次の教職員を置く

学校長(養成施設長) 1名

専任教員(教務に関する主任者含む) 1名(介護過程Ⅲ)

医療的ケアを担当する講師 3名以上

事務職員 2名

(研修事業執行担当部署)

第31条 研修事業は茅ヶ崎リハビリテーション専門学校にて行う。

(修了者の管理)

第32条 第21条の定めにより、研修を修了したことを認定された者について、当法人が修了台帳を作成し、管理する。

(個人情報の保護)

第33条 研修事業の実施にあたり個人情報の保護につとめることとする。

(1) 当学園が知り得た受講予定者及び受講生にかかる個人情報は、受講に係る諸業務、および終了後の求人情報を含む資料送付などのご案内、および統計調査に使用し、当学園の定める個人情報保護規定に基づき適切に取り扱うこととする。

(2) 受講者が講習等で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう受講者の指導を行う。

(その他研修に係る留意事項)

第34条 天災その他やむを得ない事情により、研修の実施が困難と判断した場合には、研修の中止又は延期の措置をとることとする。この場合、新たな日程を設定するなど受講者の不利益にならないよう最善の措置を講じることとする。

(施行細則)

第35条 本学則に必要な細則ならびに、この学籍に定めのない事項で必要があると認められる時は、当学園がそれを定める。

(附則)

この学則は、平成28年3月1日から施行する。

(附則)

この学則は、平成29年2月1日から施行する。